

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」フォローアップの概要

平成30年8月3日
薬物乱用対策推進会議

■ [情 勢]

- 平成29年中の薬物事犯の検挙人員は、14,019人(+178人/+1.3%)。うち覚醒剤事犯の検挙人員は、10,284人(-323人/-3.0%)と減少したが依然として1万人を超えて高水準で推移しており、大麻事犯の検挙人員は、3,218人(+496人/+18.2%)と4年連続して増加し、過去最多となった。
- 平成29年中の覚醒剤押収量は、1136.6kg(-384.8kg/-25.3%)と若干減少したものの、平成28年に引き続き1トンを超える押収量を記録した。また、乾燥大麻の押収量についても、270.5kg(+110.8kg/+69.4%)と、2年連続で大幅に増加した。
- 平成29年中の少年及び20歳代の検挙人員は、覚醒剤事犯は1,334人(-103人/-7.2%)と減少したが、大麻事犯は1,519人(+282人/+22.8%)と4年連続で増加した。
- 平成29年中の覚醒剤事犯の再犯者率は、65.5%(+0.6%)であり、再犯者率の上昇は継続している。
- 平成29年中の薬物密輸入事犯の検挙人員は、316人(+69人/+27.9%)と増加した。
- 平成29年中の危険ドラッグ事犯の検挙人員は、726人(-262人/-26.5%)。うち指定薬物に係る医薬品医療機器法違反の検挙人員は、653人(-173人/-20.9%)と大幅に減少した。

フォローアップの概要

◎は「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に関するもの

■ 目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

- 関係機関に対し、薬物乱用防止教室の充実強化について周知依頼を行い、小学校、中学校、高等学校等において薬物乱用防止教室の開催率が向上した。(実施率83.5%/+1.0%)〔文科・警察・財務・厚労〕
- ◎ 各種運動、キャンペーンの実施、啓発用パンフレット、ポスターや読本の作成・配布、「政府広報オンライン」や「政府インターネットテレビ」での動画の配信等多様な媒体を用いた広報啓発活動を実施した。〔内閣官房・内閣府・警察・消費者・文科・厚労・国交〕
- ◎ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼し、危険ドラッグや大麻等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識や相談窓口の周知徹底等を図った。〔厚労・内閣・警察・消費者・法務・財務・文科〕

■ 目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

- 刑事施設において、刑の一部の執行猶予制度の趣旨を踏まえ、薬物依存離脱指導の標準プログラムを改正し、その定着に努めるとともに、改正後の標準プログラムに対応した視聴覚教材を整備などを行い、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化を図った。〔法務〕
- 「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」により、地域で薬物依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援した。〔厚労〕
- 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、医療・保健・福祉機関等との一層の連携を図った。〔法務〕
- 「再乱用防止対策講習会」等の開催や「依存症対策総合支援事業」等により、依

存症者の家族等に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムの提供を行い、依存症者への対応力を向上させ、依存症家族の支援を図った。〔厚労〕

■ 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

- 末端密売人等からの徹底した突き上げ捜査による、組織の中枢に位置する者に焦点を当てた取締りを実施し、平成29年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等5,616人を薬物事犯により検挙した。〔警察・厚労〕
- 平成29年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を36人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を192人にそれぞれ適用し、没収・追徴額の合計は約3億5,652万円に上った。〔法務〕
- ◎ 平成29年中、統一的な戦略による取締りを重点的に推進した結果、薬物事犯者13,542人（うち覚醒剤事犯10,113人、大麻事犯3,008人）、危険ドラッグ関連事件を651人検挙した。〔警察〕
- ◎ インターネット監視や買い上げ調査を通じて流通している危険ドラッグの把握に努めるとともに、国内流通前の物質についての情報も積極的に収集し、平成29年度で19物質を新たに指定薬物に指定した。〔厚労〕
- 危険ドラッグ事犯が減少する一方、再び増加傾向にある大麻事犯について取締りを強化したことにより、平成29年中、大麻取締法違反で209人を検挙した。〔厚労〕

■ 目標4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

- 密輸出入取締対策会議等を通じ、最新の密輸情勢等について情報共有を図るとともに、密輸入情報入手段階から合同で捜査・調査を進め、船舶等を利用した大量の覚醒剤密輸入事件を相次いで摘発した結果、平成29年中、税関における覚醒剤の密輸入押収量は約1,159kgを記録し、平成28年に引き続き1トンを超えた。〔警察・総務・法務・財務・厚労・海保〕
- ◎ 平成30年3月末時点で輸入される危険ドラッグ95物品を医薬品医療機器法に基づき輸入通関手続きを差し止め、うち23物品に検査命令等を実施し、危険ドラッグに対する輸入阻止の徹底に努めた。〔財務・厚労〕
- 原料物質に係る輸出入の動向等について、国際麻薬統制委員会（INCB）と情報交換を行うとともに、麻薬原料物質に関する貿易管理の取組状況について、輸出事業者等85社に対して講演会を実施した。〔厚労・経産〕

■ 目標5 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

- 第61会期国連麻薬委員会において、米国提案のオピオイドの乱用に係る対策強化の決議の共同提案国となるなど、国際的な薬物対策に係る議論に貢献した。〔外務・警察・海保・厚労・財務〕
- ◎ 国連薬物・犯罪事務所への拠出を通じて、危険ドラッグ（NPS）対策を含むグローバルSMARTプログラム（合成薬物対策）等を実施するとともに、アフガニスタン及びその周辺地域に対する国境管理支援や麻薬取締当局への能力構築支援、代替作物開発等を幅広く実施した。〔外務〕
- ◎ アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）を東京都内で開催し、30か国、2地域、4国際機関の参加を得て、覚醒剤や危険ドラッグ（NPS）等の薬物取締りに関する討議を行うことにより、アジア太平洋地域等における協力体制の構築を促進するとともに、関係各国等の取締能力の向上を支援した。〔警察〕